平成２２年（フ）第１４４０号
広島市南区宇品海岸３丁目１番69号
破産者　株式会社井東船具
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４３号
東京都八王子市中野町2550番地２サニーハイツ103号
破産者　山田　昌美
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１２号
長野県上田市住吉267番地２
破産者　有限会社代建山岸木工
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３５５号
静岡県藤枝市岡部町岡部1451番地の１
破産者　株式会社ビー・フード
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２５２号
島根県松江市東出雲町出雲郷533番地２
破産者　木谷鉄工所こと　石川　昭夫
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８１号
島根県松江市古志原７―30―20サンヒルズ向山202号
破産者　尾原　武司
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６６９号
川崎市高津区下作延３丁目21番11―304号　セリエ大塚
破産者　高澤　文夫
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７８７号
東京都世田谷区等々力６丁目37―12　世田谷神経内科病院内、住民票上の住所川崎市川崎区昭和２丁目３番７号
破産者　新里　幸栄
成年後見人　新里　美幸
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７９８号
川崎市宮前区馬絹1035番地　ハイツＴ＆Ｃ101、前住所川崎市宮前区馬絹1319番地　吉田荘201
破産者　大浦　茂美
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５１号
埼玉県越谷市大字下間久里310番地
破産者　川村留美子
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
福島県会津若松市建福寺前３番29号
破産者　木村　正晴
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第７７１号
埼玉県川口市大字安行原2755番地の８、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市大字東本郷1595番地の６
破産者　伊東　　潤
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７４号
埼玉県蓮田市大字黒浜4534番地10
破産者　佐藤　栄治
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７５号
埼玉県蓮田市大字黒浜4534番地10
破産者　佐藤　君江
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７７号
埼玉県久喜市西大輪５丁目18番地７　サンライズマンションＣ―401号
破産者　阿部　　亮
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８７号
埼玉県川口市芝中田１丁目25番13号　コーポ館山101号
破産者　中村　一利
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―32―207
破産者　菊地　勝榮
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係